

行政手続等の押印・署名の見直しについて

1. 経緯及び目的

国においては、新型コロナウイルス感染拡大の防止、デジタル時代を見据えたデジタルガバメント実現のため、「どうしても残さなければならない手続を除き、速やかに押印を見直す」との考え方のもと、押印の見直しを強力に推進しています。

本市においても、令和2年6月に「デジタルファースト宣言」を行い、デジタルの力を活用した最適な市民サービスの提供、市民の利便性向上を図るため、国の対応にあわせて、行政手続等の申請書等の押印、署名の見直しを実施します。

2. 基本方針

市民の利便性の向上と業務効率化を図り、オンライン化を推進することを目的として、行政手続等の簡略化とデジタル化に向け、法的に押印や署名がないと効力を発しない申請等を除き、全ての行政手続等における押印及び署名の廃止に取り組みます。

3. 見直し対象及び手順

市の条例、規則、要綱や慣行により市民、事業者から提出を求めている行政手続等のうち市の判断で見直しが可能なもの

- (1) 各担当課で判断が可能なもの ⇒ 各担当課で検討
- (2) 全庁に関わるもの（契約関係書類、支出関係書類、補助金関係書類など）
⇒ 庁内ワーキンググループで検討

※なお、国、県などの法令等や条例等により押印、署名が求められているものについては、国、県などの法令、条例等の改正、通知等に従い別途対応します。

4. 今後のスケジュール

- (1) 令和3年2月～3月 基本方針に基づき、各担当課・ワーキンググループで検討
- (2) 令和3年4月1日～ 可能なものから見直し
※その後も継続して検討し随時見直します。

5. 周知方法

市全体の見直し内容について一覧表を作成しホームページで周知します。
個別の内容については、必要に応じて各担当課において周知します。